

安田町地域おこし協力隊（全部委託型）支援委託業務 仕様書

1 業務概要

（１）業務名 令和７年度安田町地域おこし協力隊（全部委託型）支援委託業務

（２）業務目的

担い手不足や高齢化の進行が著しい安田町において、地域の活性化および地域産業の振興を図るため、地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）と民間企業等（以下「支援団体」という。）が連携することで、民間活力を活用した持続可能な地域協力活動の創出と、将来的な隊員の定住・定着を目指します。

2 委託業務の内容

- （１）隊員の募集、雇用に関すること
- （２）隊員候補者の選定に関すること
- （３）隊員活動支援、管理、実績のとりまとめ
- （４）隊員活動に必要な情報収集・研究
- （５）隊員の地域への定住のためのサポート
- （６）隊員の日常生活に関する助言や相談
- （７）その他隊員の円滑な地域協力活動のために必要な事項

3 委託契約期間

委託契約締結日から令和８年３月３１日まで

隊員の任期(最長３年)に応じて再委託することができます。

4 委託契約金額及び支払方法

（１）隊員１人当たり年額金５，５００，０００円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とします。なお、次の内訳の上限を超える流用は認められません。

内訳：報償費 ３，５００，０００円

上記以外の活動に関する経費【活動経費】 ２，０００，０００円

※「報償費・活動経費」は年度途中で雇用した場合又は解雇した場合の上限は、月割りにより計算します(１，０００円に満たない端数は切り捨てる)。

（２）年額金５，５００，０００円（消費税及び地方消費税額を含む）、次の内訳の上限を超える流用は認められません。

内訳

隊員の募集等に要する経費	3, 5 0 0, 0 0 0 円
隊員の日々のサポートに要する経費	2, 0 0 0, 0 0 0 円

(3) 金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年総行応第38号)の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、金額に変更が生じることがあります。

(4) 委託料の支払いは、年4回、3か月ごとの実績報告および内容確認に基づき、当該期間に係る業務実績に応じて分割して支払うものとする。

5 隊員の活動に関する対象経費【活動経費】

国の「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年総行応第38号)を遵守すること。

6 隊員の活動条件

(1) 隊員の月の活動日数については、協力隊事業として月16日(1日8時間)を基準とする。なお、当該月の活動日数が16日未満である場合、委託料のうち報償費(年間上限350万円)に相当する部分については、実際の活動日数に応じて日割りで精算するものとします。ただし、長期連休等により活動日数の調整が必要な場合は、隊員と支援団体が協議のうえ、定めてください。

(2) 雇用関係は、労働関係法令の所定の手続きを遵守してください。

(3) 活動内容については、安田町地域おこし協力隊委嘱内容に記載されている内容とし、疑義が生じた場合は、町と支援団体が協議のうえ決定します。

7 隊員の活動報告

(1) 隊員は、毎月の本業務終了後、翌月の5日までに活動状況報告書を作成し、支援団体はそれを受け取ること。

(2) 隊員が委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して10日以内に活動状況報告書を提出してください。

(3) 各種活動報告書は、原則として隊員が作成するものとする。支援団体はその内容を確認するとともに、期限内の提出について適切に対応してください。

(4) 隊員は所管担当者と月1回の面談を行い、事業の進捗状況について報告してください。

8 実績報告等

3か月ごとに隊員が作成した活動状況報告書に次に掲げる書類を添えて町長に報告し

てください。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 報償費・活動経費請求書
- (3) 報償費・活動経費内訳書
- (4) 支出の証拠となる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

9 調査等

町は、当該委託業務の実施内容について調査を行い、必要に応じて報告を求めるものとします。また、委託料の内訳について検査を行い、不適切な支出が確認された場合には、当該経費に係る委託料の支払いを行いません。

10 予算額

1,000 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

上記は募集に要する経費とし、隊員の雇用開始は令和 8 年 4 月 1 日以降とすること。

11 その他留意事項

- (1) 本業務を受託するにあたっては、町内に住所を有する事業者又は受託後速やかに事業所を設ける事業者であること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて町と受託者が協議のうえ定めるものとする。